

令和6年1月24日

支部長 殿

(一社) 富山県建築組合連合会
会長 根塚 三起生

スクラム共済、火災共済・自然災害共済の申請について

今回の地震による被害の申請について、組合員への周知等、下記のとおり対応をお願いします。

記

1. スクラム共済のみに加入の場合

(1) 県連への提出書類

ア. 総合（慶弔）共済金請求書（別添）

イ. 地震災害に関する被災状況自己申告書（別添）

ウ. 損害箇所の写真（全景と被害箇所）

*自治体発行の「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」の罹災証明書がある場合はイに替えて写しを提出。この場合も写真は必要。

*液状化による被害で建物の傾きがある等の場合は、上記イの5その他の被害の（その他）にその旨を記載。

(2) 支払い基準

建物の損害額（こくみん共済の基準により算定）が20万円を超える場合に共済金を支給。

審査は上記（1）の書類による書類審査とする。

(3) 支払共済額（地震災害見舞金を含む）

全損 200,000円 半損 100,000円 一部損 20,000円

(4) 損害の対象となるもの

附属設備（ベランダ、テラス、バルコニー、電気・給排水・浴槽・厨房設備）

付帯設備（換気装置、給湯設備、エアコン）

2. 住まいる共済（火災共済・自然災害共済）に加入の場合（スクラム共済との重複加入の場合も含む）

(1) 県連への提出書類

地震被災受付票（別添）

(2) その他

こくみん共済が上記(1)の地震被災受付票にもとづき、現地調査を行い
その際、詳細を案内する。

3. HP への掲載

申請に関する様式は県連 HP に掲載する。

4. 添付書類

- ・総合（慶弔）共済金請求書
- ・地震災害に関する被災状況自己申告書
- ・同上記載例
- ・地震被災受付票
- ・能登半島地震災害見舞金のご請求について（こくみん共済説明資料）

以上

総合(慶弔)共済金請求書

兼在籍証明書[住宅災害用]

提出書類

御中

の事業規約・細則にもとづき、必要書類を添え下記のとおり共済金を請求します。

なお、下記組合員は事故日現在、当団体の組合員(会員)であることを証明いたします。

請求書記入日		20	年		月		日	団体印欄
取り扱い団体	団体番号	団体名称						
	担当者	電話番号(連絡先)						
組合員氏名		フリガナ	生年		大正 昭和 平成 令和 西暦		押印欄	
住所		〒	フリガナ	年	月	日	印欄	
電話番号		携帯	-	-	自宅	-	-	
(平日の日中に連絡できる連絡先)		その他	-	-	()	
事故発生日時		20	年		月		日	午前 午後
原因(災害名)								
建物概況	構造	1: マンション		1: 自家		5: 空家		建物用途
		2: 鉄骨・耐火		2: 貸家		6: 借家		
3: 木骨		3: 別棟		7: 借間		8: その他		店舗面積
居住区分		4: 建築中		延床面積		坪		

共済金の受け取り口座について

下記のいずれかひとつを選択し、ご記入ください。

金融機関	金融機関名		支店名		預金種目			口座名義人	
	銀行・金庫()		本店・支店		総合・普通 当座 貯蓄			フリガナ	
銀行コードNo.		口座番号							
ゆうちょ銀行	記号		番号(右につめて記入)			口座名義人			
	1	0	の				フリガナ		

◆共済金請求に伴う個人情報の取り扱いについて

- ①共済金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や_____の事業、各種共済商品・各種サービスのご案内等の目的のために利用させていただきます。
- ②前記個人情報は、_____が適切かつ厳重に管理し、一定期間を経過したものは内部に定めたルールに従い責任を持って処分します。

◆共済金のお支払いについて

共済金の支払い業務は、こくみん共済 coop(全労済)に委託しています。

こくみん共済 coop(全労済)処理欄	請求受付日	担当者
	年 月 日	

地震災害に関する被災状況自己申告書

提出書類

このたびの地震災害によって被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

1 申告日

この自己申告書を入りした日

年 月 日

ご質問

今回ご請求の物件において過去3年以内に地震の被害で共済金を受領された方にお聞きします。既にその損害箇所を修理されていますか。

修理済
未修理

お住まい(居住部分)に関する被害をわかる範囲で記入ください。
※それぞれ、赤枠部分の記入をお願いします。なお、被害が無い箇所は空欄でかまいません。

ふりがな
〒

被災物件のご住所

2 被災されたお住まい(居住部分)の面積を確認させていただきます。

2-1 一戸建にお住まいの方

3階	坪または	m
2階	坪または	m
1階	坪または	m
計	坪または	m

お住まい(居住部分)の坪数(m数)を必ず記入ください。
※4階以上の建物・地下室がある建物の場合は、欄外にその旨記入ください。

2-2 集合住宅にお住まいの方

フロア(階数)	階
面積	坪または m

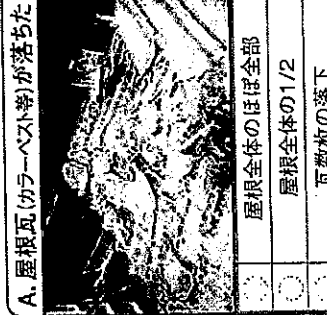
お住まい(居住部分)のフロア(階数)・階数(階)・坪数(m数)を記入ください。

3 建物外部の被害状況を確認させていただきます。

3-0 屋根

被害程度を1、即または長さ(m)でお申し出ください。
※集合住宅の場合は、最上階にお住まいの場合のみ記入ください。



お近くの道路や隣家など安全な場所から、ご自身で確認可能な範囲で記入ください。
※屋根に上がって確認いただく必要はありません。

	A. 屋根瓦(カラーベスト等)が落ちた	B. 屋根瓦(カラーベスト等)がずれた
	<input type="radio"/> 屋根全体のほぼ全部 <input type="radio"/> 屋根全体の1/2 <input type="radio"/> 瓦数枚の落下	<input type="radio"/> 屋根全体のほぼ全部 <input type="radio"/> 屋根全体の1/2 <input type="radio"/> 瓦数枚のずれ
	棟(おね)の被害は、実際の長さ(m)を記入ください。	

A. 屋根瓦が落ちていて、日ざれているの両方がある場合、それぞれに○をつけてください。また、全体の1/2未満の場合、それぞれ最下段に○をつけてください。


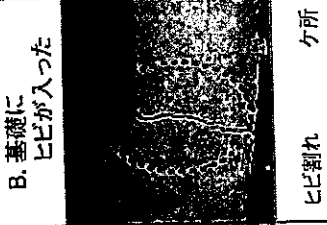
3-1 外壁

被害を受けた箇所の「脱落・ヒビ割れの数」をお申し出ください。
※集合住宅の場合は、居住部分に接する外壁の被害のみ記入ください。

<input type="radio"/> A. 仕上材が欠けて脱落した	<input type="radio"/> B. 外壁にヒビが入った	ヶ所	ヶ所
		脱落	ヒビ割れ

3-2 基礎(集合住宅を除く)

被害を受けた箇所の「脱落・ヒビ割れの数」をお申し出ください。
※集合住宅の場合は記入不要です。

<input type="radio"/> A. 基礎が割れて脱落した	<input type="radio"/> B. 基礎にヒビが入った	ヶ所	ヶ所
		脱落	ヒビ割れ

4 建物内部の被害状況を確認させていただきます。

4-1 天井 被害がある場合、[部屋の広さ単位の部屋数]でお申し出ください。

A.天井が落下した		B.ハガれややすき間ができた	
10畳超	部屋	10畳超	部屋
10畳間	部屋	10畳間	部屋
8畳間	部屋	8畳間	部屋
6畳間	部屋	6畳間	部屋
4.5畳間	部屋	4.5畳間	部屋

1部屋でA・B両方の被害を受けている場合、Aの被害としてまとめてください。
 (例)14畳リビング 南側の天井は落下しており、北側の天井はすき間ができています
 ⇒「A.天井が落下した」10畳超 1部屋

風呂場・トイレ・玄関を含む4.5畳未満の部屋と廊下は、4.5畳間に含めてください。

風呂場・トイレ・玄関を含む4.5畳未満の部屋と廊下は、4.5畳間に含めてください。

4-2 床 被害がある場合、[部屋の広さ単位の部屋数]でお申し出ください。

A.床に穴が開いた・変形した		B.床の表面にキズがついた	
10畳超	部屋	10畳超	部屋
10畳間	部屋	10畳間	部屋
8畳間	部屋	8畳間	部屋
6畳間	部屋	6畳間	部屋
4.5畳間	部屋	4.5畳間	部屋

1部屋でA・B両方の被害を受けている場合、Aの被害としてまとめてください。
 (例)8畳子供部屋 南側の床は変形しており、北側の床はキズがついた
 ⇒「A.床に穴が開いた・変形した」8畳 1部屋

4-3 内壁 被害がある場合、[部屋の広さ単位の部屋数]でお申し出ください。

A.内壁の仕上材が落下した		B.内壁のクロス等がハガれた・すき間ができた	
10畳超	部屋	10畳超	部屋
10畳間	部屋	10畳間	部屋
8畳間	部屋	8畳間	部屋
6畳間	部屋	6畳間	部屋
4.5畳間	部屋	4.5畳間	部屋

1部屋でA・B両方の被害を受けている場合、Aの被害としてまとめてください。
 (例)8畳子供部屋 南側の壁は落下しており、北側の壁はすき間ができた
 ⇒「A.内壁の仕上材が落下した」8畳 1部屋

5 その他の被害 ※門・扉・物置・車庫等その他被害があればご記入ください。

被害の箇所	有無に○	被害の程度/範囲	状態
物置	有・無		
門扉	有・無	セツト	
扉・フェンス	有・無	m	
カーポート	有・無	坪	
ベランダ	有・無		
テレビアンテナ	有・無		
エアコン	有・無		
(その他)			

(自然災害警済の家財契約がある方：自己申告書(本紙)に記載すべき建物の被害が軽微で、家財の損害がある場合は別紙「被災状況報告書」にて詳細を申告してください。)

大変お手数をおかけしました。申告内容にもとづき、審査いたします。一日も早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

記入例

ふりがな 共済 太郎
 きょうざい たらう

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-20-8

2022年 3月 10日

未修理

▲ 地震災害に関する被災状況自己申告はご契約者さまから申告いただき被害箇所を確認するための重要な書類です。ご契約が家財のみの場合(賃貸物件等)も、建物の被害の程度によりお支払できる場合がございます。この地震災害に関する被災状況自己申告書は他の書類と合わせて必ずご提出ください。

※修理中は「未修理」に○をしてください

写真は業者撮影のものでも、ご自身で撮影されたものでも有効です。画像またはプリントアウト(A4用紙1枚に対し4枚程度)したものををご用意ください。

階	階段の
坪または	m

2 被災されたお住まいの現状についてご記入ください。
 面積は坪、m²(坪×3.3)のどちらかに必ずご記入ください。

坪または	m ²
10 坪または	m ²
40 坪または	m ²
50 坪または	m ²

3 建物の外から見て壊れた部分をご記入ください。(該当する箇所の写真をご用意ください)

3-0 3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 3-14 3-15 3-16 3-17 3-18 3-19 3-20 3-21 3-22 3-23 3-24 3-25 3-26 3-27 3-28 3-29 3-30 3-31 3-32 3-33 3-34 3-35 3-36 3-37 3-38 3-39 3-40 3-41 3-42 3-43 3-44 3-45 3-46 3-47 3-48 3-49 3-50 3-51 3-52 3-53 3-54 3-55 3-56 3-57 3-58 3-59 3-60 3-61 3-62 3-63 3-64 3-65 3-66 3-67 3-68 3-69 3-70 3-71 3-72 3-73 3-74 3-75 3-76 3-77 3-78 3-79 3-80 3-81 3-82 3-83 3-84 3-85 3-86 3-87 3-88 3-89 3-90 3-91 3-92 3-93 3-94 3-95 3-96 3-97 3-98 3-99 3-100

3-0 屋根の被害は屋根全体に対する割合に○をつけてください。
 *瓦屋根ではない場合(カラーベストや金属板屋根)も同様に選択してください

3-1 外壁、基礎は地震によるキズが確認された被害箇所数をご記入ください。
 *「脱落」とは、外壁が落ちて一部落下した状態をいいます
 *「ヒビ」とは、外壁が壊れてすぐ間ができた状態をいいます

<input type="radio"/>	屋根全体のほぼ全部	2 m
<input type="radio"/>	屋根全体の1/2	標(むね)の被害は、実際の長さ(m)を記入ください
<input type="radio"/>	瓦数の半数以下	瓦数の半数

脱落 3ヶ所 ヒビ割れ 9ヶ所

脱落 1ヶ所 ヒビ割れ 9ヶ所

A. 1階が被害を受けた

4 建物の中で被害のあった**部屋数**を部屋の広さごとに記入ください。
(該当する部屋の写真を用紙に貼ってください)

- ・風呂場・トイレ・玄関・廊下・階段はそれぞれ1部屋と数えて4.5畳間の欄にご記入ください
- ・該当する広さの欄がない場合は1ランク広い部屋の欄にご記入ください
- (例) 7畳など奇数畳の場合は偶数畳に切り上げ、8畳の欄にご記入ください
- ・1部屋に天井と床の被害がある場合は、それぞれの記入欄に1部屋ずつ加算してください

10畳超	部屋	部屋
10畳間	部屋	部屋
8畳間	1 部屋	部屋
6畳間	部屋	3 部屋
4.5畳間	部屋	2 部屋

10畳超	部屋	10畳超	部屋
10畳間	部屋	10畳間	部屋
8畳間	1 部屋	8畳間	部屋
6畳間	部屋	6畳間	3 部屋
4.5畳間	部屋	4.5畳間	2 部屋

A. 床に被害がなかった

! 家財に100万円を超える被害があったときは、別紙「被災状況申告書」にご記入ください。

- * 建物の被害が軽微であっても、自然災害共済の家財契約にご加入があり、当会の認定基準による家財の被害が100万円を超える場合は、共済金支払の対象となります。
- * 「被災状況申告書」の欄が不足する場合は用紙のコピーが同様の書式でご提出ください。
- * 家財の被害は被害箇所がわかるよう、部屋全体の写真を2~3枚程度撮影してください。個別の撮影は不要です。

10畳超	部屋	部屋		
10畳間	部屋	部屋		
8畳間	1 部屋	8畳間	部屋	
6畳間	部屋	3 部屋	6畳間	部屋
4.5畳間	部屋	2 部屋	4.5畳間	部屋

被害の程度を記入

物置	有・無	有・無	1 セット	倒れた
門扉	有・無	有・無	10 m	ブロック塀が倒れた
扉・フェンス	有・無	有・無	坪	
カーポート	屋根・柱・無	有・無		
ベランダ	有・無	有・無		
テレビアンテナ	有・無	有・無		
エアコン	有・無	有・無		
(その他)	窓ガラスが割れた 室内ドアが開まらない 建物全体が傾いている	2枚 3枚		ドアが動かない 立入不可能

(自然災害共済の家財契約がある方：自己申告書(本紙)に記載すべき建物の被害が軽微で、家財の損害がある場合は別紙「被災状況申告書」にて詳細を申告してください。)

太枠内をご記入ください

地震被災受付票

事由発生日		年	月	日	災害名 事由	損壊 津波	エリア災害 コード
受付日		年	月	日	受付者	職員番号	
契約者	カナ	氏名			生年月日 (大・昭・平・19)	報告者	本人 本人以外 () → 配偶者・親・子
	氏				年 月 日		
連絡先	自宅				携帯		
被災物件	〒		カナ				
	現住所と、同・別						
契約	火災のみ ↓	自然災害 標準・大型	住宅口数	家財口数	合計口数 ↓	慶弔 有・無	持ち家 貸家 別棟 借家 空家 店舗併用 ↓
	火災共済に関する注意：火災共済合計30口未満は地震等災害見舞金は対象外 + 貸家・空家は対象外						
送付先	現住所 被災物件 その他 →	〒					
	送付先の宛名						
損害内容							
建物本体損害あり 家財損害あり 付属工作物等損害あり → 付属工作物等のみ損害 津波被害 (自然災害大型：住宅20口以上のみ対象)							
審査方法	現場調査で案内 ・ 書類審査で案内 ・ 審査方法は後日案内で説明						
注意事項							
<input type="checkbox"/> 火災・慶弔共済は建物に20万円超の損害で一部壊。自然災害（20口以上加入）は特別共済金3（4.5）万円							
<input type="checkbox"/> 自然災害共済は建物100万円超で一部壊。							
<input type="checkbox"/> 自然災害大型（住宅20口以上）のみ付属工作物等（カーポート等）は20万円超の損害で1世帯3万円							

能登半島地震災害見舞金のご請求について

令和6年能登半島地震により被災をされた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、このたびの地震で被災された組合員の『慶弔共済（スクラム共済）』における住宅損害のご請求につきまして、以下の通りご案内いたします。

《慶弔共済（スクラム共済）支払い基準》

地震等の場合は、建物の損害程度により共済金の額を決定します。

建物の損害額が20万円を超える場合に共済金をお支払いします。

※ 詳細は裏面をご確認ください。

◆ 同封書類

① 共済金請求書

必ずご提出ください

『取り扱い団体欄』『団体印欄』
は記入不要です。

② 被災状況自己申告書

裏面の表を参照のうえ、必要に応じてご提出ください

◆ お手続き方法について

必要書類をあわせて、労働組合まで書類を送付ください。

※ 裏面の表を参照のうえ、書類をご用意ください。

◆ こくみん共済 coop 富山支所 TEL : 076-433-7388

営業日時 | 年末年始、土日祝日を除く平日 9:00~17:00

◆ 共済金請求書とあわせて必要になる書類のご案内

損害区分	一部損壊	半壊	大規模半壊	全壊
認定基準	住宅の損害が 20万円を超える	住宅の損壊率が 20%～50%未満	住宅の損壊率が 50%～70%未満	住宅の損壊率が 70%以上
写真 (建物全景、被害箇所)	必要	必要	必要	必要
被災状況 自己申告書	必要	不要 『罹災証明書』の内容で認定を行いません。	不要	不要
自治体発行の 罹災証明書※	不要	必要	必要	必要
お見舞金額 共済金額	10,000円	50,000円	60,000円	100,000円

※ 罹災証明書の取得方法については、お住まいの自治体までお問合せください。

◆ 損害の対象・対象外の取扱いについて

損害の対象となるもの

- ・住宅の損害（基礎・外壁・内壁のひび割れ、瓦のずれ、住宅の傾き など）

損害の対象となるもの（一部壊の場合のみ認定対象）

- ・付属設備（ベランダ・テラス・バルコニー・電気設備・給排水設備・浴槽設備・厨房設備など）
- ・付帯設備（換気装置・給湯器設備・エアコンなど）

損害対象とならないもの

- ・付属建物（物置・車庫・納屋など）
- ・付属工作物（門・塀・垣根・灯籠など）

※ 家財の損害は損害額の計算に含まれません。

※ 店舗部分の損害は損害額の計算に含まれません。